

世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給要綱

令和4年6月22日

4世文国第121号

改正

令和5年3月28日4世文国第545号

令和6年3月15日5世文国第572号

(目的)

第1条 この要綱は、ロシア連邦の軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者（以下「避難民」という。）及び区内の自宅等で受け入れている者の住環境の整備を支援するため、世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給を受けることができる者)

第2条 支援金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす世帯の世帯主とする。

- (1) 区の住民基本台帳に記録されている者で構成されていること。
- (2) 特別な事情があると区長が認める場合を除き、ロシア連邦がウクライナに侵攻した令和4年2月24日以降にウクライナから出国した者が同居していること。
- (3) 支援金と同趣旨の支援を受けていないこと。
- (4) 第4条第1項に規定する申請書の提出の日において、避難民が区内に居住しており、かつ、第5条の規定により支援金の支給が決定された日から1月以上継続して区内に居住することが見込まれること。
- (5) 区内に居住する18歳以上の者を身元保証人として指定する避難民で構成されていること。
- (6) その避難民に係る支援金が既に支給されていないこと。

(7) 区長が支援金を支給することが適当でない判断した世帯でないこと。

(支給額等)

第3条 支援金は、1世帯につき、1回を限度に100,000円を支給する。

2 支援金の支給額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(申請の方式)

第4条 区長は、支援金の支給を受けようとする者に、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出させるものとする。

(1) 世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給申請書兼請求書

(第1号様式)

(2) 世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給要件確認書兼誓約書

(第2号様式)

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要とする書類等

2 申請書等の提出は、原則として、区窓口への持参又は郵送により行わせるものとする。

3 第1項の規定による申請の期限は、令和7年3月31日とする。

(支給決定等)

第5条 区長は、提出された申請書等を受け付けたときは、速やかに内容を確認の上、支援金の支給の可否を決定し、支援金の支給を決定したときは世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給決定通知書（第3号様式）によりその旨を、支援金の不支給を決定した場合はその旨を、当該申請書等を提出した者あてに通知する。

2 区長は、支援金の支給が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、支援金の支給を決定してはならない。

(支援金の支給の方法)

第6条 支援金の支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。

- (1) 振込方式（次条に規定する支給対象者の口座へ振り込む方式をいう。）
- (2) 窓口払方式（次条に規定する支給対象者に対し、区の指定する窓口において現金を渡す方式をいう。）

(支給決定の取り消し)

第7条 区長は、前条の規定により支援金を支給することに決定した者（以下「支給対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、世田谷区ウクライナ避難民住環境整備支援一時金支給決定取消通知書（第4号様式）により、当該支援金の支給の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が支援金を支給することが適当でないと認められたとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、支援金の支給が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、支援金の支給の決定の全部を取り消さなければならない。

(不当利得の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合であつて、支給対象者に支援金が支払われているときは、支給対象者に対して、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第9条 区長は、前条の規定により支援金の返還を命じたときは、支給対象者にその命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額

(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、支援金の返還を命じた場合において、支給対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第10条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、支給対象者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第11条 第9条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、生活文化政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日4世文国第545号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日5世文国第572号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。